

無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は、**無効**となります。

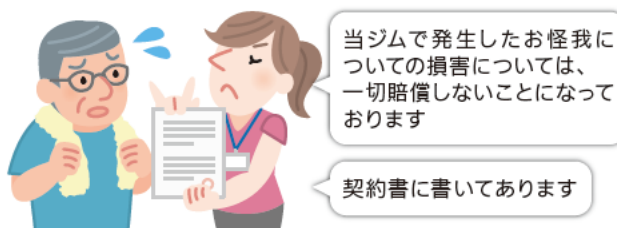
事業者は責任を負わないとする条項

損害賠償責任の全部を免除する条項、事業者の故意又は重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項や、事業者が責任の有無や限度を自ら決定する条項は無効。

例 「当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動により生じた障害については、当社は免責されるものとします」とする条項。

例 「当社が、当社に過失があることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします」とする条項。

例 「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的ないかなる事故についても一切責任を負いません」とする条項。



消費者に損害が発生しても、事業者は賠償しないと定められた場合などが問題となります。

消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項

消費者の解除権を放棄させる条項や事業者が消費者の解除権の有無を自ら決定する条項は無効。

例 「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、注文のキャンセルはできません」とする条項。

例 「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」とする条項。



免責範囲が不明確な条項

契約書

1.
2.
3.
4. 当社は、法律上許される限り、1万円を限度として損害賠償責任を負います。

免責の範囲が
不明確な条項は無効

契約書

1.
2.
3.
4. 当社は、**軽過失の場合には**、1万円を限度として損害賠償責任を負います。



ケガをして、30万円の治療費がかかった

契約書を見たら、1万円が上限と書いてある…
だったら賠償請求しても無駄なのかな…

※事業者が故意・重過失がある場合には全額を賠償してもらえるのに、「法律上許される限り」との記載では、そのことが分からず、消費者は賠償を受けられないと誤解してしまいます。

※上記のように軽過失の場合にのみ適用されることを記載していない契約条項は無効となります。**令和4年通常国会改正。**